

公益社団法人計測自動制御学会
国内旅費規程

制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2017年6月20日	制定	v1.0	理事会	新規制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人計測自動制御学会（以下本会という）が行う学会業務に参加するために国内を旅行する者、及び本会職員が国内を旅行する場合に支給する旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の定義)

第2条 旅費とは、交通費と宿泊費を総称していう。

(旅行の経路)

第3条 旅程および旅費は、時間的かつ経済的に最も合理的な経路および方法により計算する。ただし、業務上の必要性、天災事変、交通機関の事故、その他やむを得ない事由により、その経路および方法によりがたい場合には、実際の経路または方法により計算することができる。

(交通機関)

第4条 交通機関は、鉄道、路線バスの利用を原則とする。

第5条 新幹線・特急の利用については、経済的かつ効率的なとき、または緊急を要するとき、その他業務上必要な場合、利用できるものとする。

2 前項の場合、指定席券も利用できるものとする。

3 グリーン車、グランクラス等の利用は認めない。ただし本会以外の者と同行する場合など業務上必要不可避の場合はこの限りではない。

第6条 航空機の利用については、交通費、宿泊費、その他諸経費を比較して、航空機利用の方が他の交通機関よりも経済的かつ効率的なとき、または緊急を要するとき、その他やむを得ない事由があるときは、これを利用することができる。

第7条 タクシーの利用については、その他の公共交通機関の利用が著しく困難な場合、または緊急を要するとき、その他やむを得ない事由があるときは、これを利用することができる。

(宿泊)

第8条 宿泊旅行に対しては、外出開始日から終了日までの間の宿泊を原則とする。宿泊は、以下の上限を超えない範囲で、安全で経済的・効率的に合理的な施設・場所を利用する。

宿泊地域	宿泊料上限
東京 23 区	8,000 円
その他の地域	7,000 円

2 繁忙期などで、前項宿泊料上限を超えてしまう施設・場所しか利用できない場合、原則として事前に、参加する学会業務の執行責任者（本学会職員にあつては事務局長）の許可を得て利用することができる。

3 実家、親戚、知人宅等が利用できる場合、これを利用することができる。ただしこの場合、宿泊費は支給しない。

(旅費の支給原則)

第9条 旅費は特に定めのある場合を除き、次の原則に従って支給する。

① 交通費は、旅行の経路に応じて、自宅または職場等のある最寄駅または最寄バス停から、目的地の最寄り駅または最寄バス停までの実費を支給する。

② 宿泊費は、第8条の定めに応じて実費を支給する。

2 精算に際し相当の証憑書類（領収書等）の添付を必要とする。ただし、公共交通機関（鉄道、路線バスに限る）の運賃など、金額が定まっているものについては、証憑書類（領収書等）の添付を省略することができる。

（他より支給を受ける場合）

第10条 本規程により支給される旅費の全部または一部を、本会以外の者から提供された場合、これに相当する部分の旅費は支給しない。

2 本学会職員にあっては、本会が支給している通勤定期乗車券を利用できる場合は、当該区間の交通費は支給しない。

（旅費の辞退）

第11条 本規程の定めにかかわらず、支給対象者が旅費を辞退した場合、その意向を尊重する。

（その他）

第12条 この規程に定めのない旅費等については、財務委員会にて決定し、支給することができる。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経るものとする。

附則

1. 本規程は、2017年6月20日より施行する。

(解説)

旧社団法人時代に制定され準用されてきた旅費内規では、日当が定められていたが、今般の規程制定に当たり、旅費の実額支給の原則に立ち、日当は廃止することにした。一方、これまで支給されていなかった 50km 未満の旅行に対する交通費については、取扱いの公平性・業務の簡素化のために一律支給することとした。またこれまで、学会本部への旅行については目的地を東京駅としていたが、旅費の実額支給の原則に立ち、実経路に従うこととした。

「お車代として一律支給」という運用は、旅費を費用ではなく報酬（課税対象）とみなされるリスクがある。旅費の実額支給の原則にのっとり運用することが求められる。